

ストーリーの構成文化財一覧表

番号	ふりがな 文化財の名称 (※1)	指定等の状況 (※2)	ストーリーの中の位置づけ (※3)	文化財の 所在地 (※4)
【育まれてきた「石工の郷」の風土】				
1	みずしま 水島 (不知火及び水島)	国名勝	石灰岩を採掘した際にできた矢穴を見ることができ石灰岩を産出する島。景勝地としても有名で、古くは『万葉集』にも詠われている。	
2	しろしま 白島	未指定 (天然記念物)	良質な石灰岩を産出する島。八代城築城の際、この島の石灰岩が使用されたことがわかっている。現在は、石工たちも携わった干拓により周囲は陸地化している。	
3	むぎしまじょうあと 麦島城跡 (八代城跡群)	国史跡	天正16年(1588)、キリシタン大名小西行長が築城した城で、石垣に八代で産出する石灰岩が用いられている特徴がある。元和5年(1619)に大地震によって倒壊し廃城となったが、その後、石垣の多くは八代城築城の際に転用された。現在も石垣の一部を見ることができ、石工の活躍だけでなく400年前の震災の記憶を今に伝えている。	
4	やつしろじょうあと 八代城跡 (八代城跡群)	国史跡	元和8年(1622)、熊本藩加藤氏の家臣、加藤正方が築城した城である。麦島城の石垣を転用した石材や、八代産の石灰岩を用いて築かれている特徴がみられる。加工の難しい石灰岩を見事に積み上げた石垣は、当時の石工たちの技の高さを見る人に伝える。	
5	びしょうちく しょうがたなだ 美生地区の生姜棚田	未指定 (文化的景観)	地域住民と石工たちが協力し、棚田を造成したという言い伝えが地域に残っている。「日本の棚田百景」にも選ばれており、地形を利用した、山肌を覆う美しい石積みの棚田を見ることができる。現在は、特産品の生姜が栽培されており、地域に恵みをもたらしている。また、生姜は様々な製品に加工され、多くの人々に親しまれている。	

【干拓によってもたらされた平野—干拓事業と石工の活躍—】				
6	おざやひもんぐん 大鞆樋門群	県史跡	文政2年(1819)の四百町新地干拓事業の際に建造された樋門。普段は城郭以外には使用されることの少ない巨石が用いられている点などの特徴がみられる。樋門の建造の際、巨石の加工・運搬、石材の積み上げなどに、八代の石工が携わったとされている。	
7	かんないきょう 鑑内橋	市指定 (建造物)	名石工「岩永三五郎」が架橋したとの伝承が残るめがね橋である。天草砂岩を使用している特徴があり、天草の石工との交流を伺うことができる。	
8	いわながさんごろう ほか 岩永三五郎の墓	市指定 (史跡)	寛政5年(1793)野津(現八代郡氷川町)に生まれ、後に芝口(現八代市鏡町)に移住したとされている。文政4年(1821)の「七百町新地」の造成の際、石工たちの総取締役である「八代郡中石工共惣引廻役」任命され、多くの石工たちを率いて干拓事業の成功に大きく貢献した。その功績が高く評価されたことにより、職人が功績によって苗字を許されることが、極めて稀であった当時、特例で「岩永」の苗字を名乗ることが認められた。嘉永4年(1851)、59歳で死去し、芝口に墓が存在している。現在も、干拓事業を成功に導いた人物の一人として、地域の人々に親しまれている。	
9	ぶんせいじんしゃ 文政神社	未指定 (建造物)	干拓事業に従事した人々を祀っている。明治43年(1910)、干拓事業の偉業をたたえるために、百町・四百町・七百町三新地の接点にあたる場所に、地域住民によって建立された。	
10	きゅうぐんちくしんちこうごうひもん 旧郡築新地甲号樋門 つけたり しおうけていぼう 附・潮受堤防	国重文 (建造物)	明治時代に行われた「郡築新地」の干拓事業の際に設けられた石造10連アーチの樋門。高度な石材加工・建築技術を用いて建造されており、現存する石造樋門として国内最大規模。1046haという広大な干拓平野をもたらした事業から100年経	

			った現在も、樋門としての役割を果たしている。	
11	ぐんちく に ばんちやう ひもん 郡築二番町樋門	国登録有形 (建造物)	高潮により、決壊の被害を受けた明治時代の堤防の補強のため、昭和13年(1938)に建造された石造3連アーチの樋門。この時期に建造された他地域の樋門の多くがコンクリート造であるのに対し、石造の樋門であるという特徴があり、八代で長い間石工が活躍していたことを現在に伝えている。	
【石工たちの技の結晶—めがね橋—】				
12	しらが だけてんねんいし しばし 白髪岳天然石橋	市指定 (天然記念物)	地元には「白髪山の天神様が山を下りて来られる際に、道を塞いでいた大岩を蹴り破って出られたためにできた」という伝説が残り、天然石橋の前の田んぼには、そのとき蹴り出された岩の欠片といわれる岩が今も残っている。また、石工をたちがこの天然石橋を眺めてめがね橋のアーチ構造のヒントを得たとの言い伝えが残っている。	
13	かじ やかみ なか しも しばし 鍛冶屋上・中・下橋	市指定 (建造物)	種山の石工の祖との伝承が残る林七が1800年頃に架けたと伝わっている。数歩で渡ることができるほど、規模は小さい橋であるが、自然石を用いながらも美しいアーチが特徴的なめがね橋である。	
14	ろくろ しばし 鹿路橋	市指定 (建造物)	橋本勘五郎の父・橋本嘉八によって1848年(嘉永元年)に架けられたと伝わる橋である。渓谷に架かるめがね橋であり、橋長は20mを超える八代市域に存在するめがね橋の中でも比較的大きな橋である。現在も地域住民によって除草作業などの管理が行われており、地域住民に守られている。	
15	かさまつ しばし 笠松橋	市指定 (建造物)	明治29年(1896)に種山地域の石工の代表的人物である橋本勘五郎によって架けられたと伝わる橋である。現在も地域の人々の生活に使用されている。付近は公園整備がなされており、ノミ加工の跡な	

			ど、めがね橋を造った石工の技術力を間近で見て感じることができる。	
16	たにがわばし 谷川橋	未指定 (建造物)	昭和4年(1929)に石工の田上甚太郎によって架けられたとの記録が残るめがね橋である。現在確認されているめがね橋の中で、最も新しい橋であり、八代で長い間石工たちが活躍し、めがね橋を架設していたことを物語っている。石材には架設地付近で採石された溶結凝灰岩を用いている。また、建設中の写真や図面が残されている。	
17	あかまつだいちごうめがねばし 赤松第一号眼鏡橋	市指定 (建造物)	架設された年・石工など詳しいことはわかっていないめがね橋である。八代で架けられためがね橋の中では珍しく、装飾性に富んだめがね橋であり、やかに湯呑みの装飾が束柱に施してある。	
18	めがね橋群	市指定 ほか (建造物)	八代市域には、石工たちによって江戸時代から近代にかけて架けられためがね橋が数多く残っている(現存46基)。めがね橋の多くは、壁石は自然石の乱積で質素ながらも、アーチ部分は加工を施した石材を用いるなど、実用性を重視しており、できる限り費用を抑えながらも、丈夫な橋を架けるための工夫がみられる。	
19	はしもとけもんじよ 橋本家文書	未指定 (歴史資料)	八代の石工の代表的存在である橋本家の文書。めがね橋の設計図や、架設する際の見積書などが残されている。八代の石工が技術者としての側面と設計者としての側面、経営者としての側面を持ち、全国に活躍の場を広げることを可能にした高い能力を持っていたことを表す貴重な約130点もの文書群である。	
【石工の活躍がもたらした豊かさ】				
20	ぐさおよ い草及びい草製品	未指定 (ふるさと 文化財の森 設定地)	干拓事業の成功によってもたらされた平野が、ミネラル、微量要素、天然肥料などを多く含んだ土地でい草栽培に最良の環境地域だったことから八代で盛んに栽培されている。八代で500年以上前から	

			栽培され、現在流通している国産のい草の約9割が干拓平野を中心とした八代の大地で生産されており、日本の畳文化を支えている。また、八代ではい草を使用した日用品やインテリアだけでなく、食品など様々な草製品が生産されている。	
21	おざやぶし 大鞆節 / おざやめいしょ 大鞆名所	市指定 (無形民俗)	江戸時代に行われた干拓に従事した労働者たちが歌った民謡である。唄・太鼓・三味線の囃子に合わせて、鍬・ブリ(天秤棒の両側に籠を提げて土を運ぶ道具)を持って踊る。現在、八代市には、八代新地大鞆節・芝口大鞆節・碓原おざや名所が残されており、多くの人々に親しまれている。	
22	おんなずもう 女相撲	市指定 (無形民俗)	1855年に完成した二の丸新地・八代新地築造の際、潮止め工事が難航し、周辺の村々から屈強な力士を集め潮止め口を踏み固めさせ、無事完成させたことがはじまりと伝えられている。いつから女性主役の「女相撲」になったのかはわかっていないが、女性以外は土俵に上がることができない全国的に珍しい民俗芸能である。	
23	しばくちぼうおど 芝口棒踊り	市指定 (無形民俗)	干拓事業によってもたらされた七百町新地に入植した人々によって、収穫祭や娯楽として披露されるようになった踊りである。	
24	ひねり灯籠(若宮神社) ひねり灯籠(菅原神社)	未指定 (建造物)	90度ねじれたように彫刻された石灯籠。若宮神社の灯籠は嘉永4年(1851)に橋本勘五郎が造ったと伝えられている。また、近くの菅原神社の石灯籠嘉永7年(1854)は石工の文八の作で、さらに90度ねじれている。見た人に驚きを与え、石工の遊び心、技術の高さを今に伝えており、石工たちが暮らしていた「石工の郷」の雰囲気を醸し出している。	

(※1) 文化財の名称には振り仮名を付けること。

(※2) 指定・未指定の別、文化財の分類を記載すること(例: 国史跡、国重文(工芸品)、県史跡、県

有形、市無形、市史跡、未指定(建造物)、等)。なお、未指定であっても文化財保護の体系に基づいた分類を記載すること。

- (※3) 各構成文化財について、ストーリーとの関連を簡潔に記載すること(単に文化財の説明にならないように注意すること)。
- (※4) ストーリーのタイプがシリアル型の場合のみ、市町村名を記載すること(複数の都道府県にまたがる場合は都道府県名もあわせて記載すること)。